

江別市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市の行政改革の推進に当たって必要な助言等を受けるため、江別市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江別市行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の策定に当たって意見を述べ、及び行政改革大綱策定後の行政改革の推進に関し必要な助言等を行う。

(委員)

第3条 委員会の委員は18人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて市長が召集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。